

証券コード 1444
(発送日) 2023年10月12日
(電子提供措置の開始日) 2023年10月6日

株 主 各 位

東京都世田谷区経堂一丁目8番17号
株 式 会 社 ニ ッ ソ ウ
代表取締役社長 前 田 浩

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第35回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2023年10月27日（金曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

本総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第35回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://reform-nisso.co.jp/company/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニッソウ」又は「コード」に当社証券コード「1444」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年10月30日（月曜日）午前11時（受付開始：午前10時30分）
昨年と開催時間を変更しておりますのでご注意ください。
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 (1) 第35期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員
会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第35期（2022年8月1日から2023年7月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
4. 招 集 に (1) 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては法令及
あ た っ て の び当社定款第16条の規定に基づき、書面請求をいただいた
決 定 事 項 株主さまに対して交付する書面には掲載しておりません。
①連結計算書類の「連結注記表」
②計算書類の「個別注記表」
したがいまして、当該書面に掲載している事業報告、連結
計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、
監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対
象書類の一部であります。
(2) 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場
合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
(3) 議決権行使書と電磁的方法（インターネット）により議決
権を重複行使された場合は、到着日を問わず、電磁的方法
（インターネット）による議決権行使の内容を有効として
取り扱います。
また、電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり
議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効
といたします。
(4) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3
日前までに、議決権行使の不統一行使をする旨とその理由
を当社にご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正すべき事情が生じた場合は、上記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに、その旨、並びに修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。




議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年10月30日（月曜日）
午前11時（受付開始：午前10時30分）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

本招集ご通知と合わせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年10月27日（金曜日）
午後5時30分到着分まで



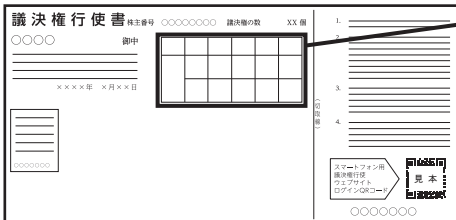
インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年10月27日（金曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 印中

××××年×月×日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

議案

ネットファン用
議決権行使書
のダウンロード
はこちらのURLから

〒165-8501 東京都豊洲4丁目1番1号
日本郵政株式会社
〒165-8501

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 議案**
- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
 - 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
 - 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

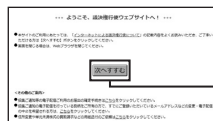
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

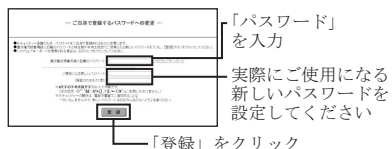
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

事業報告

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症についてWHOが「緊急事態宣言」を終了したことや、わが国でも5類感染症へ移行されたこともあり、景気は緩やかに回復しておりますが、終わりが見えないロシア・ウクライナ情勢に起因した資源・エネルギー価格の上昇、急激な円安の進行を背景とした物価上昇が続き、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリフォーム業界におきましては、アフターコロナを迎え、人々の移動の活発化に伴い、引越し等によるリフォーム工事の増加が期待できる反面、旅行や外食等、外出を伴う消費機会の増加により、リフォームに対する支出及び需要の減少が予測され、予断を許さない状況が継続するものと予想されます。

このような状況のもと当社グループは、総合リフォーム工事を取扱う株式会社ヤナ・コーポレーションの100%子会社化、同様にリフォーム工事を取扱う株式会社安江工務店や香港企業の匠屋本舗有限公司を関連会社化するなどリフォーム工事事業の拡大を図るとともに、リゾート物件を取り扱う不動産事業として日本リゾートバンク株式会社を100%出資の子会社として設立するなど、新規事業への取組みも図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,166,512千円、営業利益は148,240千円、経常利益は142,933千円、親会社株主に帰属する当期純利益は69,464千円となりました。

なお、2023年7月期より連結決算に移行しました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は27,662千円で、その主なものは車両運搬具8,568千円、ソフトウェア8,328千円であります。

③資金調達の状態

2022年8月16日を払込期日とする第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、普通株式39,700株の発行を行い、66,378千円（払込価格1株につき1,672円）の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状態

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状態

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状態

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状態

当社は、2023年3月1日付で、100%出資子会社である日本リゾートバンク株式会社を設立いたしました。

当社は、2023年5月1日付で、株式会社ヤナ・コーポレーションの発行済株式の全てを取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

当社は、2023年2月10日付で、株式会社安江工務店の株式を取得し、同社を当社の関連会社といたしました。なお、同社を持分法適用会社としております。

当社は、2023年6月19日付で、匠屋本舗有限公司の株式を取得し、同社を当社の関連会社といたしました。なお、同社を持分法非適用会社としております。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2020年 7 月期)	第 33 期 (2021年 7 月期)	第 34 期 (2022年 7 月期)	第 35 期 (当連結会計年度) (2023年 7 月期)
売 上 高(千円)	—	—	—	4,166,512
経 常 利 益(千円)	—	—	—	142,933
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る(千円) 当 期 純 利 益	—	—	—	69,464
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	63.92
総 資 産(千円)	—	—	—	2,491,444
純 資 産(千円)	—	—	—	1,479,026
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	—	—	—	1,359.41

(注) 1. 第35期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第34期以前の各数値は記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2020年 7 月期)	第 33 期 (2021年 7 月期)	第 34 期 (2022年 7 月期)	第 35 期 (当事業年度) (2023年 7 月期)
売 上 高(千円)	2,729,495	2,788,305	3,504,776	4,166,512
経 常 利 益(千円)	186,788	158,111	207,531	188,277
当 期 純 利 益(千円)	124,776	102,154	136,970	114,853
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	148.25	110.29	146.97	105.69
総 資 産(千円)	1,133,552	1,255,153	1,690,479	2,426,232
純 資 産(千円)	881,621	1,009,281	1,346,814	1,524,416
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	958.28	1,086.80	1,284.35	1,401.13

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 当社は2020年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第32期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第34期の期首から適用しており、第33期に係る各数値については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本リゾートバンク株式会社	100百万円	100%	リゾート物件の売買・ 売買仲介事業
株式会社ヤナ・コーポレーション	20百万円	100%	建築事業、土木事業、 リフォーム事業、 飲食業

- (注) 1. 当社は2023年3月1日に、日本リゾートバンク株式会社を設立いたしました。
2. 当社は2023年5月1日付で株式会社ヤナ・コーポレーションの株式を取得し、完全子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

①サービス向上について

当社グループはリフォーム事業をサービス業と位置づけ、社員へのマナー教育を徹底しております。また、顧客である中小規模の不動産会社に満足いただけるよう施工品質管理を行っております。顧客に当社のサービスに満足いただけるよう、勉強会の機会を増やすとともに、今まで以上の施工品質向上に努めてまいります。

②人材の確保と育成について

当社グループでは人材が、事業拡大のための重要な経営資源であると考えており、今後の事業拡大に合わせて、高いスキルと専門知識を持った優秀な人材を増やすことが事業基盤強化につながると認識しております。さらに当社の未来を担う次世代経営者層の育成が重要な課題と認識しております。当社におきましては、中長期的な社員数増強に向けた採用活動の強化を行うとともに、優秀な人材を増やすため、勉強会、知識の共有などを通じて社員のスキルアップを図ってまいります。また、社員の能力に合わせたキャリアアップを推進し、若手のリーダーや管理職登用を積極的に行います。社員が働きやすい職場環境を実現するため職場内のコミュニケーションを活性化させるための活動も行っております。多様な人材を積極的に登用することで社員の能力発現を支援するとともにダイバーシティを活かした経営により企業価値の向上を図ってまいります。

③内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの強化について

当社グループでは、内部管理体制及びコーポレート・ガバナンスの体制整備と強化が重要な課題であると認識しております。当社は、定期的な内部監査の実施及び監査等委員会と内部監査室の連携等、今後の企業規模の拡大に備え、体制の充実と機能向上に取り組んでまいります。

④施工ネットワーク（施工協力体制）の拡充について

当社グループの事業拡大には外注先である各工事分野の専門施工会社からなる、施工ネットワークの確保・拡充が不可欠であると認識しております。今後、当社グループの理念共有及び安全・品質管理の徹底に十分留意し、施工ネットワークの拡充を図ってまいります。

⑤事業エリア拡大について

当社グループはリフォーム事業を、東京圏を中心に展開しております。工事件数は東京都近郊に大半が集中しており地域依存リスクが高く、今後の収益拡大が限定的になる可能性があると認識しております。このような課題に対処するため、神奈川県高座郡、横浜市、埼玉県さいたま市、朝霞市、及び千葉県船橋市に営業所を設置しており、当連結会計年度には新たに、株式会社ヤナ・コーポレーションを子会社化し、首都圏を中心に営業活動を強化しております。今後、更なる事業エリアの拡大に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年7月31日現在)

事業区分	事業内容
リフォーム事業	原状回復工事、リノベーション工事、ハウスクリーニング・入居中メンテナンス工事

(6) 主要な事業所 (2023年7月31日現在)

①当社

本社	東京都世田谷区
神奈川県営業所	神奈川県高座郡寒川町
埼玉県営業所	埼玉県さいたま市西区
千葉県営業所	千葉県船橋市
朝霞営業所	埼玉県朝霞市
横浜営業所	神奈川県横浜市

②子会社

a. 日本リゾートバンク株式会社

本社	神奈川県藤沢市
----	---------

b. 株式会社ヤナ・コーポレーション

本社	埼玉県所沢市
----	--------

(7) 従業員の状況 (2023年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
87名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員（アルバイト・パートタイム社員を含む。）は含みません。
2. 当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度末との比較を行っておりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
68名（一名）	11名増（－）	40.5歳	5.1年

- (注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年7月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	200,000千円
株式会社りそな銀行	183,123千円
株式会社商工組合中央金庫	100,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2023年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,088,700株（自己株式716株を含む）
- (3) 株主数 671名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
前田 浩	556,600株	51.16%
前田 供子	58,000株	5.33%
光通信株式会社	27,500株	2.53%
野澤 清晴	12,000株	1.10%
株式会社SBI証券	9,500株	0.87%
ML INTL EQUITY DERIVATIVES (常任代理人 BofA証券株式会社)	7,300株	0.67%
遠藤 裕三	6,500株	0.60%
チェスナットヒルズ合同会社	5,200株	0.48%
花井 栄治	3,600株	0.33%
杉浦 美智	3,300株	0.30%

(注) 持株比率は自己株式（716株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年8月16日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株発行により、発行済株式の総数は、39,700株増加しました。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2023年 7月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	前 田 浩	
取締役副社長	高 松 重 之	
常 務 取 締 役	木 村 孝 史	営業本部長 株式会社ヤナ・コーポレーション代表取締役社長
取 締 役	森 屋 吾 郎	営業本部副本部長兼第二営業部長
取 締 役	湯 浅 一 彦	営業本部副本部長兼第一営業部長
取 締 役	北 村 知 之	管理部長 日本リゾートバンク株式会社監査役 株式会社ヤナ・コーポレーション監査役
社 外 取 締 役	熊 谷 征 大	熊谷征大公認会計士事務所代表 Gemstone税理士法人パートナー
社 外 取 締 役 (監査等委員)	水 島 孝 生	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	木 村 康 之	経堂総合法律事務所代表
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 林 仁 子	小林孝雄税理士事務所 小林仁子公認会計士事務所代表 オブティメッドホールディングス株式会社監査役 株式会社サン・システム監査役 オブティメッドあいず株式会社監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	市 川 圭 介	市川圭介公認会計士事務所代表 株式会社インターメディカル代表取締役

- (注) 1. 当社は2022年10月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、定款変更により監査等委員会設置会社への移行を決議しております。
2. 監査等委員である取締役水島孝生氏は、経営に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員である取締役木村康之氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役小林仁子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役市川圭介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、経理業務及び経営に関する相当程度の知見を有しております。
6. 2022年10月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって、監査役清水章男氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
7. 当社は監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

8. 当社は熊谷征大氏、水島孝生氏、木村康之氏、小林仁子氏及び市川圭介氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役を除く）と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役を除く）が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役5名と責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社及び当社の子会社の取締役及び当社の子会社の監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととされています。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定するものとする。

ロ)非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は対象取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めるため譲渡制限付株式報酬とする。また、株式の割当の時期及びその金額は取締役会にて決定され、1か月以内に割当を行うものとする。

ハ)取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額については、決定方針との整合性を確認の上、取締役会において決議しており、その内容は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役並びに監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2022年10月25日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち、社外取締役分は20,000千円以内）（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）及び譲渡制限付株式として割当のための報酬等の限度額を年額20,000千円以内（うち、社外取締役2,000千円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役1名）になります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年10月25日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内及び譲渡制限付株式として割当のための報酬等の限度額を10,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名になります。

監査役の報酬限度額は、2017年12月8日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名になります。また、2020年10月27日開催の第32回定時株主総会において、監査役に対する年額10,000千円以内の譲渡制限付株式付与のための報酬を支給することにつき決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名になります。

③当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	51,792千円 (1,560)	51,792千円 (1,560)	—	—	7名 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4,200千円 (4,200)	4,200千円 (4,200)	—	—	4 (4)
監査役 （うち社外監査役）	1,200千円 (1,200)	1,200千円 (1,200)	—	—	4 (4)
合計 （うち社外役員）	57,192千円 (6,960)	57,192千円 (6,960)	—	—	12 (6)

- (注) 1. 上表には、2022年10月25日開催の第34回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 当社は2022年10月25日開催の第34回定時株主総会の決議により、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。監査役に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する報酬等の額は監査等委員会設置会社移行後の機関に係るものであります。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役熊谷征大氏は、熊谷征大公認会計士事務所の代表及びGemstone税理士法人のパートナーであります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役木村康之氏は、経堂綜合法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役小林仁子氏は、小林仁子公認会計士事務所の代表及び小林孝雄税理士事務所の従業員、並びにオプティメッドホールディングス株式会社、株式会社サン・システム、オプティメッドあいず株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役市川圭介氏は、市川圭介公認会計士事務所の代表及び株式会社インターメディカルの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 熊谷 征大	当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、議案等について様々な提言を行っております。特に公認会計士としての知見による経営監督を行うことについて期待されていたところ、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では、当社の議案審議等に必要の発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 水島 孝生	2022年10月25日に就任後、当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回及び監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、主に証券会社で培った幅広い知見や事業会社における取締役経験によりコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から妥当性・公正性について適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外監査役 (監査等委員) 木村 康之	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、並びに監査役会4回のすべて、及び監査等委員就任後開催の監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会並びに監査役会及び監査等委員会において、主に弁護士として専門の見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外監査役 (監査等委員) 小林 仁子	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、並びに監査役会4回のすべて、及び監査等委員就任後開催の監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会並びに監査役会及び監査等委員会において、主に財務・会計等に関し、公認会計士及び税理士としての専門の見地から適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。
社外監査役 (監査等委員) 市川 圭介	当事業年度に開催された取締役会21回のうち19回、並びに監査役会4回のすべて、及び監査等委員就任後の監査等委員会10回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会並びに監査役会及び監査等委員会において、主に経営者としてコーポレート・ガバナンスの視点・経営的視点から、また財務・会計等に関し、公認会計士としての専門の見地から、適宜発言を行う等、意思決定の妥当性、適正性を確保するため、適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 興亜監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人と同法第423条第1項の行為による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款及び社会規範に適合し、コンプライアンスを重視した継続企業として存続・発展するため、全員が遵守すべき行動規範を制定し、周知徹底する。

内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、当社代表取締役社長に報告する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内諸規定に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保管及び管理することとする。取締役はそれらの情報を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理及び対策についてはリスク管理規程及びコンプライアンス規程に基づき、代表取締役社長を議長とするリスク・コンプライアンス推進委員会及び取締役会において審議を行い、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則毎月1回開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程においてそれぞれの責任者及び責任並びに執行手続の詳細について定める。

- ⑤監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて当社の使用人から監査等委員会の指揮命令に従うスタッフを置くこととする。当該人事に関して監査等委員会の同意のもとに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）との意見交換を行い慎重に検討する。

- ⑥前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の選任及びその変更については、監査等委員長の同意を要するものとする。また当該使用人は当社の就業規則等に従うが、当該使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、人事考課等に際しては監査等委員長に意見を求めるものとする。

- ⑦監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、必要と判断したときは重要な業務執行に関し、監査等委員会に対して報告を行うとともに、必要に応じて稟議書その他業務執行に関する帳簿及び書類等の提出や状況説明をする。

- ⑧前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は前号の報告を行った者に対して、当該報告を理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員による職務に執行に伴う費用の前払い又は償還の請求があった場合には、当該監査等委員の職務に執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、その請求に応じ速やかに支出する。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、当社代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

監査等委員会は、会計監査人及び内部監査人と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

監査等委員会は取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに必要な意見を述べることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①内部統制システム全般

当社グループは内部統制システム全般の整備・運用を当社の監査等委員会及び内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。監査等委員会による監査等委員会監査計画や内部監査室による内部監査計画に基づき、当社グループの業務の適正性、法令遵守状況並びにリスク管理に関する業務監査、財務報告に係る内部統制監査等を行っております。

②コンプライアンス体制

当社グループは法令、定款及び社会倫理の遵守を徹底するための規範である「行動規範」を制定しており、これを全社閲覧媒体に掲示するなどして、当社取締役及び使用人に対する継続的な周知を行っております。

また、当社グループではコンプライアンス体制の整備及び改善を目的とした、リスク・コンプライアンス推進委員会を設置しており、四半期毎にリスク・コンプライアンス推進委員会議を開催しております。当会議で討議された内容は、必要に応じ関係各所へ周知され、当社グループのコンプライアンスへの意識向上を図っております。

③取締役会の主な運用状況

取締役会の規定に基づいて、定時取締役会は毎月1回以上開催することとしており、当連結会計年度においては12回、及び臨時取締役会を必要に応じて随時、当連結会計年度においては9回開催しており、取締役の職務の執行状況、内部統制システムの運用状況、経営リスク等の審議をしております。

④監査等委員会の職務の執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査方針や監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の点検、代表取締役との定期的な意見交換等を行って、取締役の職務の執行状況、内部統制の運用状況等の監査を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社グループは、会社の支配に関する基本方針について、継続的に検討を行っておりますが、資本構成等を鑑み、現時点においては具体的な買収防衛策は導入しておりません。

今後も引き続き検討を行い、必要に応じていかなる状況においても迅速に対応できる体制を確保してまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、現在当社は成長過程にあり、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の拡充を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主の皆様に対する最大の利益還元につながると考えております。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び、将来の事業展開とそのため必要な優秀な人材の採用の強化等を図るための資金として、有効に活用していく方針であります。

配当実施の可能性及び実施時期につきましては、現時点において未定でございますが、将来的には経営成績及び財政状態を勘案しながら株主の皆様への利益還元を適宜検討いたします。

連結貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,845,468	流動負債	909,297
現金及び預金	1,199,110	工事未払金	275,308
完成工事未収入金	427,833	短期借入金	400,000
契約資産	143,091	1年内返済予定の長期借入金	24,708
未成工事支出金	28,114	未払法人税等	46,326
販売用不動産	6,781	賞与引当金	7,600
その他	41,205	株主優待引当金	17,826
貸倒引当金	△669	未成工事受入金	45,352
固定資産	645,976	前受金	9,000
有形固定資産	185,925	その他	83,174
建物及び構築物	31,284	固定負債	103,120
土地	138,188	長期借入金	87,890
その他	16,452	繰延税金負債	11,057
無形固定資産	37,736	その他	4,173
のれん	27,079	負債合計	1,012,418
ソフトウェア	10,220	(純資産の部)	
その他	436	株主資本	1,482,292
投資その他の資産	422,314	資本金	349,789
投資有価証券	37,549	資本剰余金	249,789
関係会社株式	346,794	利益剰余金	883,210
繰延税金資産	12,173	自己株式	△497
その他	43,031	その他の包括利益累計額	△3,265
貸倒引当金	△17,233	その他有価証券評価差額金	△3,265
資産合計	2,491,444	純資産合計	1,479,026
		負債純資産合計	2,491,444

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	4,044,770	
兼業事業売上高	121,742	4,166,512
売 上 原 価		
完成工事原価	3,077,284	
兼業事業売上原価	100,008	3,177,292
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	967,485	
兼業事業総利益	21,734	989,220
販売費及び一般管理費		840,979
営業利益		148,240
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	508	
貸倒引当金戻入額	1,147	
その他	43	1,699
営 業 外 費 用		
支払利息	1,043	
投資有価証券売却損	824	
持分法による投資損失	5,138	7,006
経常利益		142,933
特 別 利 益		
固定資産売却益	727	727
税金等調整前当期純利益		143,661
法人税、住民税及び事業税	76,128	
法人税等調整額	△1,931	74,197
当 期 純 利 益		69,464
親会社株主に帰属する当期純利益		69,464

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	316,600	216,600	813,746	△132	1,346,814
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	33,189	33,189			66,378
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			69,464		69,464
自己株式の取得				△364	△364
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	33,189	33,189	69,464	△364	135,477
当 期 末 残 高	349,789	249,789	883,210	△497	1,482,292

	その他の包括利益累計額		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	—	—	1,346,814
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			66,378
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			69,464
自己株式の取得			△364
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△3,265	△3,265	△3,265
当 期 変 動 額 合 計	△3,265	△3,265	132,212
当 期 末 残 高	△3,265	△3,265	1,479,026

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,711,097	流動負債	832,028
現金及び預金	1,098,413	工事未払金	239,560
完成工事未収入金	408,231	短期借入金	400,000
契約資産	127,160	1年内返済予定の長期借入金	17,508
未成工事支出金	28,114	未払金	27,874
材料貯蔵品	1,544	未払法人税等	46,236
販売用不動産	6,781	未成工事受入金	22,027
その他	41,293	前受金	9,000
貸倒引当金	△442	賞与引当金	7,600
固定資産	715,135	株主優待引当金	17,826
有形固定資産	90,450	その他	44,393
建物	20,095	固定負債	69,788
車両運搬具	11,101	長期借入金	65,615
工具、器具及び備品	1,799	資産除去債務	4,173
土地	57,454	負債合計	901,816
無形固定資産	10,657	(純資産の部)	
ソフトウェア	10,220	株主資本	1,527,681
その他	436	資本金	349,789
投資その他の資産	614,026	資本剰余金	249,789
投資有価証券	37,549	資本準備金	249,789
関係会社株式	542,331	利益剰余金	928,599
破産更生債権等	55	利益準備金	1,000
繰延税金資産	12,173	その他利益剰余金	927,599
その他	21,972	繰越利益剰余金	927,599
貸倒引当金	△55	自己株式	△497
資産合計	2,426,232	評価・換算差額等	△3,264
		その他有価証券評価差額金	△3,264
		純資産合計	1,524,416
		負債純資産合計	2,426,232

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	4,044,770	
兼業事業売上高	121,742	4,166,512
売 上 原 価		
完成工事原価	3,077,284	
兼業事業売上原価	100,008	3,177,292
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	967,485	
兼業事業総利益	21,734	989,220
販売費及び一般管理費		804,900
営業利益		184,320
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	2,956	
貸倒引当金戻入額	1,147	
その他の	1,721	5,825
営 業 外 費 用		
支払利息	1,043	
投資有価証券売却損	824	1,867
経常利益		188,277
特 別 利 益		
固定資産売却益	727	727
税引前当期純利益		189,005
法人税、住民税及び事業税	76,083	
法人税等調整額	△1,931	74,152
当 期 純 利 益		114,853

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年8月1日から
2023年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	316,600	216,600	216,600	1,000	812,746	813,746
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	33,189	33,189	33,189			
当 期 純 利 益					114,853	114,853
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	33,189	33,189	33,189		114,853	114,853
当 期 末 残 高	349,789	249,789	249,789	1,000	927,599	928,599

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△132	1,346,814	—	—	1,346,814
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行		66,378			66,378
当 期 純 利 益		114,853			114,853
自己株式の取得	△364	△364			△364
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△3,264	△3,264	△3,264
当 期 変 動 額 合 計	△364	180,866	△3,264	△3,264	177,601
当 期 末 残 高	△497	1,527,681	△3,264	△3,264	1,524,416

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月27日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	柿 原 佳 孝
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	松 村 隆

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ニッソウの2022年8月1日から2023年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニッソウ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年9月27日

株式会社ニッソウ
取締役会 御中

興亜監査法人

東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柿原佳孝
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松村隆

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニッソウの2022年8月1日から2023年7月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年8月1日から2023年7月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人興亜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年9月29日

株式会社ニッソウ 監査等委員会
監査等委員 水 島 孝 生 ⑩
監査等委員 木 村 康 之 ⑩
監査等委員 小 林 仁 子 ⑩
監査等委員 市 川 圭 介 ⑩

(注) 監査等委員水島孝生、木村康之、小林仁子及び市川圭介は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。つきましては、経営体制の強化のために1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	<small>まえ だ ひろし</small> 前 田 浩 (1961年12月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div>	1980年2月 カナエプロダクション株式会社所属 1987年1月 クリエイティブリフォームオフィス マエダ創業 1988年9月 当社設立、代表取締役社長（現任）	556,600株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>代表取締役社長である前田浩氏は、1988年9月に当社を設立し、当社を2018年に東京証券取引所TOKYO PRO Market上場、2020年に名古屋証券取引所セントレックス（現名古屋証券取引所ネクスト市場）上場、2022年に東京証券取引所グロース市場上場させるなど当社の現在の成長・発展を牽引してきました。</p> <p>当社を今まで導いた豊富な業務経験と経営全般についての見識を生かし、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<small>たか まつ しげ ゆき</small> 高 松 重 之 (1954年11月18日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">再 任</div>	1978年4月 岡三証券株式会社（現株式会社岡三証券グループ）入社 1992年8月 岡三国際（アジア）有限公司取締役社長 2004年4月 岡三証券株式会社取締役 2007年6月 岡三証券株式会社常務取締役 2011年4月 岡三証券株式会社専務取締役 2018年6月 岡三証券株式会社代表取締役兼専務執行役員 2020年8月 当社入社 2020年10月 当社取締役副社長（現任）	200株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>高松重之氏は、経営者としての豊富な経験並びにグローバル事業に関する専門的かつ広範な知識を有しております。2020年10月に当社取締役副社長に就任し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。</p> <p>これらの経営全般についての経験や幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
3	木村孝史 (1966年11月14日生) 再任	1987年10月 株式会社国本入社 1996年2月 プロスプランニング有限会社入社 2004年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役営業本部長 2019年10月 当社常務取締役営業本部長(現任) 2023年5月 株式会社ヤナ・コーポレーション代表取締役社長(現任)	1,000株
【取締役候補者とした理由】 木村孝史氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2017年7月に当社取締役営業本部長に就任しており、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
4	森屋吾郎 (1981年12月31日生) 再任	2004年4月 株式会社メノガイア入社 2010年5月 株式会社アートハウジング入社 2015年2月 当社入社 2017年7月 当社取締役建設部長 2019年9月 当社取締役営業本部副本部長兼建設部長 2020年8月 当社取締役営業本部副本部長兼第二営業部長(現任)	700株
【取締役候補者とした理由】 森屋吾郎氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
5	湯 浅 一 彦 <small>ゆ あさ かず ひこ</small> (1985年4月7日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	2006年4月 株式会社アールインテリア入社 2010年8月 株式会社夢真ホールディングス入社 2011年10月 当社入社 2017年7月 当社取締役リフォーム部長 2019年9月 当社取締役営業本部副本部長 2020年8月 当社取締役営業本部副本部長兼第一営業部長(現任)	600株
【取締役候補者とした理由】 湯浅一彦氏は、当社に入社以来、営業部門に従事し、2019年9月に当社取締役営業本部副本部長に就任しており、当該部門に対しリーダーシップを発揮し、当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの営業本部全般における経験と知見が当社の企業価値向上に資すると判断し、当社をさらに成長・発展させるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			
6	北 村 知 之 <small>きた むら とも ゆき</small> (1974年6月17日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">再 任</div>	1999年10月 合資会社ディスクロージャー入社 2003年4月 株式会社東海入社 2012年12月 当社入社 2018年2月 当社管理部次長 2020年5月 当社管理部長 2020年10月 当社取締役管理部長(現任) 2023年3月 日本リゾートバンク株式会社監査役(現任) 2023年5月 株式会社ヤナ・コーポレーション監査役(現任)	600株
【取締役候補者とした理由】 北村知之氏は、当社に入社以来、財務、経理、経営企画等の管理部門に従事し、2020年5月に管理部長に就任し、当該部門の責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者の一人として当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの管理部全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
7	のう み あや み 能 美 文 弥 (1966年8月3日生) 新 任	1990年4月 有限会社ヴォートル(現株式会社ヴォートル)入社 2013年4月 当社入社	400株
	【取締役候補者とした理由】 能美文弥氏は、当社に入社以来、経理等の管理部門に従事し、2019年4月に管理部長に就任し、当該グループの責任者として当社の成長に貢献するとともに、経営者を補佐し、当社の拡大発展に寄与してまいりました。 これらの経理全般における豊富な経験と幅広い知見が当社の企業価値向上に資するため、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
8	くま がい まさ ひろ 熊 谷 征 大 (1986年1月1日生) 再 任	2008年10月 東京消防庁入庁 2012年2月 みなとアドバイザーズ株式会社入社 2015年7月 公認会計士登録 2018年1月 協和監査法人入所 2018年12月 当社取締役(現任) 2019年7月 熊谷征大公認会計士事務所開設(現任) 2019年11月 Gemstone税理士法人入所 2020年11月 Gemstone税理士法人パートナー(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 熊谷征大氏は、公認会計士として、財務、経理、経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しております。 これらの知識と経験が当社の企業価値向上に資すると判断し、取締役候補者といたしました。 また同氏が選任された場合は、公認会計士の目線で、当社の経営に対する監督・助言等いただくことを期待しております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

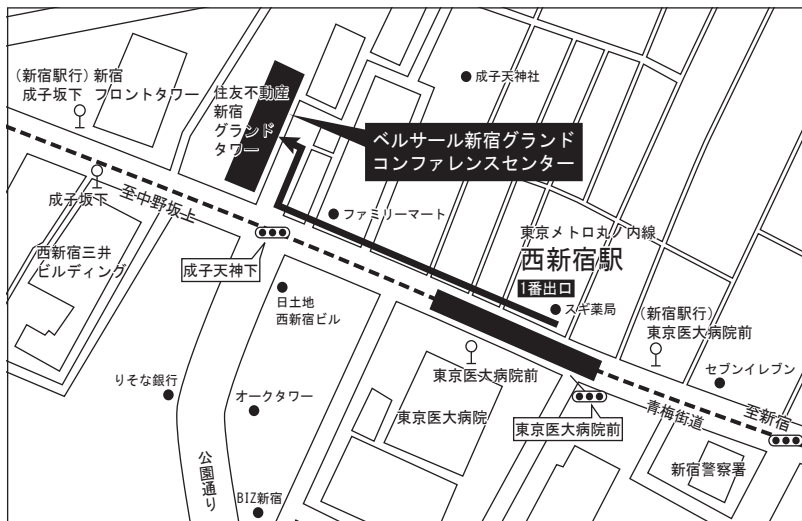
- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者前田浩氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。
3. 取締役候補者木村孝史氏は、当社の子会社である株式会社ヤナ・コーポレーションの代表取締役を兼職しております。
4. 取締役候補者北村知之氏は、当社の子会社である日本リゾートバンク株式会社及び株式会社ヤナ・コーポレーションの監査役を兼職しております。
5. 熊谷征大氏は社外取締役候補者であります。
6. 熊谷征大氏については、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

7. 当社は熊谷征大氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となります。
当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役及び監査役（当事業年度中に在任していたものを含む。）であり、保険料は全額当社が負担しております。また、契約期間は、1年間であり、次回更新時には同内容で更新する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場： 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター
TEL 03-3362-4792



交通	西新宿駅 (丸ノ内線)	1番出口より	徒歩3分
	都庁前駅 (大江戸線)	E4出口より	徒歩7分
	新宿駅 (JR線・小田急線・京王線)	西口より	徒歩15分